

# 横浜トラベルインフォスポット 募集要項

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

## 1 趣旨

当財団では、民間観光案内所（愛称：横浜トラベルインフォスポット）事業を実施しています。これは、市内の観光事業者様等のご協力の下、観光客をお迎えし、観光案内等のちょっとした質問にお答えいただき、回遊性及び街全体のホスピタリティを高めることを目指した取り組みです。本事業にご賛同いただける事業者を募集します。

## 2 募集対象事業者

### (1) 対象施設

観光客・来訪者の利便性向上につながるサービスが提供可能な市内の観光施設等。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する施設、暴力団及び反社会的勢力との関係を有している施設は対象としません。

### (2) 登録要件。原則、以下すべての項目を満たすことが登録要件となります。

- ① 年間を通じ観光資料を設置。来訪者に提供すること。
- ② 右記ロゴを利用者の目につきやすい場所に掲示すること。



### (3) 来訪者への支援について

来訪者への支援は登録要件には含まれませんが、観光資料提供のほか、近隣へのご案内、トイレ・休憩スペース提供などを、施設の通常営業利用客ではない来訪者に対しても、可能な範囲でご対応下さい。

## 3 登録のメリット

### (1) 観光資料等の提供

観光資料を送料無料で無償提供します。特に「横浜ビジターズガイド 日本語版」は、通常有料（100円+税）で提供していますが、登録いただくことで以後無償提供となるためオススメです。

### (2) 当財団主催の研修等への優先参加

当財団が主催する研修等へ優先して受講することができます。

### (3) 当財団運営のホームページ「横浜観光情報サイト」への記載

貴施設について同サイトに掲載し、民間観光案内所として周知します。

## 4 登録について

**登録・更新にかかる費用負担及び報酬はございません。**営業時間は各施設で任意でお決めいただくことができます。登録解除の申し出がない限り、登録は自動継続とします。なお、登録要件や参加条件に満たないことが判明した場合は、事業者様の意向確認をしたうえで退会扱いとさせていただきます。

## 5 応募について

本事業にご賛同いただける事業者様を募集します。別紙申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。（メール・FAX・郵送・持込可）。申込書の内容を当財団にて確認後、ご連絡します。

【提出先・お問合せ先】公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 事業開発課  
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター 1階  
TEL 045-221-2111 FAX 045-221-2100 E-mail ukeire@ycvb.or.jp